

2020

企業・行政対象暴力の現状と 暴力団情勢



全国暴力追放運動推進センター
警察庁組織犯罪対策部

暴力団情勢

山口組の分裂と対立抗争等

神戸山口組が六代目山口組からの離脱を表明した平成27年8月末以降、短期間で3団体に分裂した山口組は、各団体の間で対立状態が続き、特に、六代目山口組と神戸山口組については、令和元年中においても拳銃等の凶器を使用した殺傷事件が続発しています。

こうした状況を受けて、警察としては各団体に対する集中取締りや情報収集等を推進しつつ、令和元年10月には、関係府県警察において、六代目山口組及び神戸山口組両団体に対する事務所の使用制限の仮の命令を、それに続いて同年11月には関係府県公安委員会において、本命令を発出し、さらに、令和2年1月、関係府県公安委員会において両団体を「特定抗争指定暴力団等」として指定するなど、対立抗争等の情勢に応じて、措置を講じてきました。

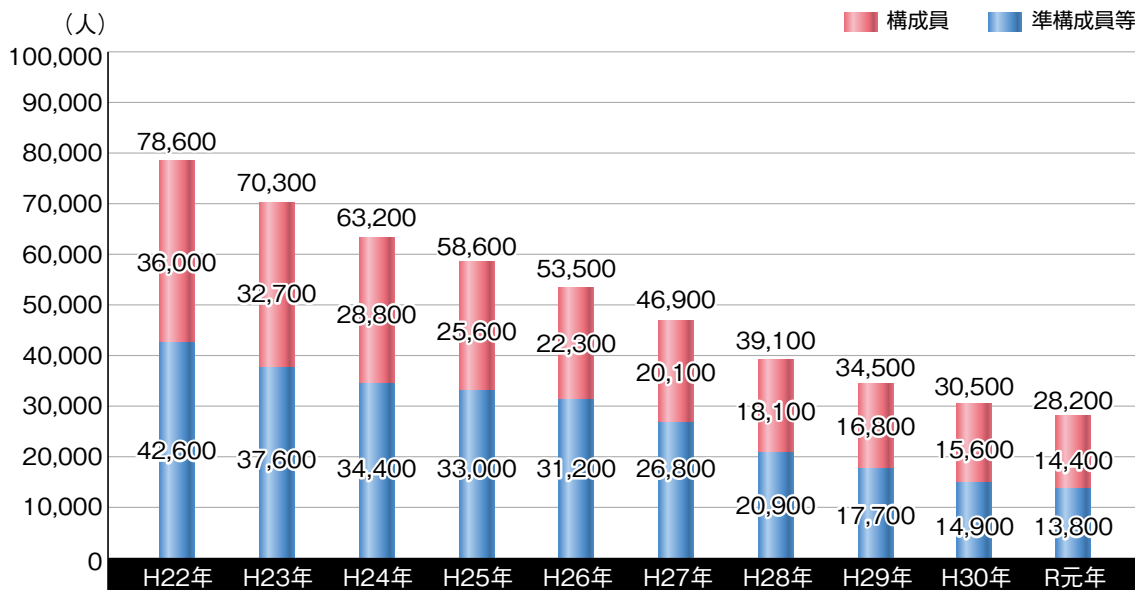
六代目山口組、神戸山口組及び絆會は、いずれも自身の勢力を拡大するため、他の団体の傘下組織構成員の切り崩しを行い、3団体間の構成員の移動が複雑化するなど、依然として、分裂した各団体の動向は予断を許さない状況にあります。これら団体の対立の激化は、一般市民の安全を脅かすとともに、暴力団が威力を高め、その資金獲得力が強化されることにつながることから、今後も引き続き、必要な警戒、取締りの徹底に加えて、状況に応じて暴力団対策法の効果的な活用を推進するなどして、市民生活の安全確保並びにこれらの団体の弱体化及び壊滅に向けた取組を推進していきます。

暴力団の勢力

暴力団構成員等の状況

暴力団とは、「その団体の構成員が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体」（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「暴力団対策法」といいます。）第2条第2号）のことをいい、その構成員及び準構成員等（以下、この項において「暴力団構成員等」といいます。）の数※は、令和元年末現在28,200人で、前年と比べ、2,300人減少しました。うち、暴力団構成員の数は14,400人で、前年に比べ1,200人減少し、準構成員等の数は13,800人で、前年に比べ1,100人減少しました。

暴力団構成員等の推移

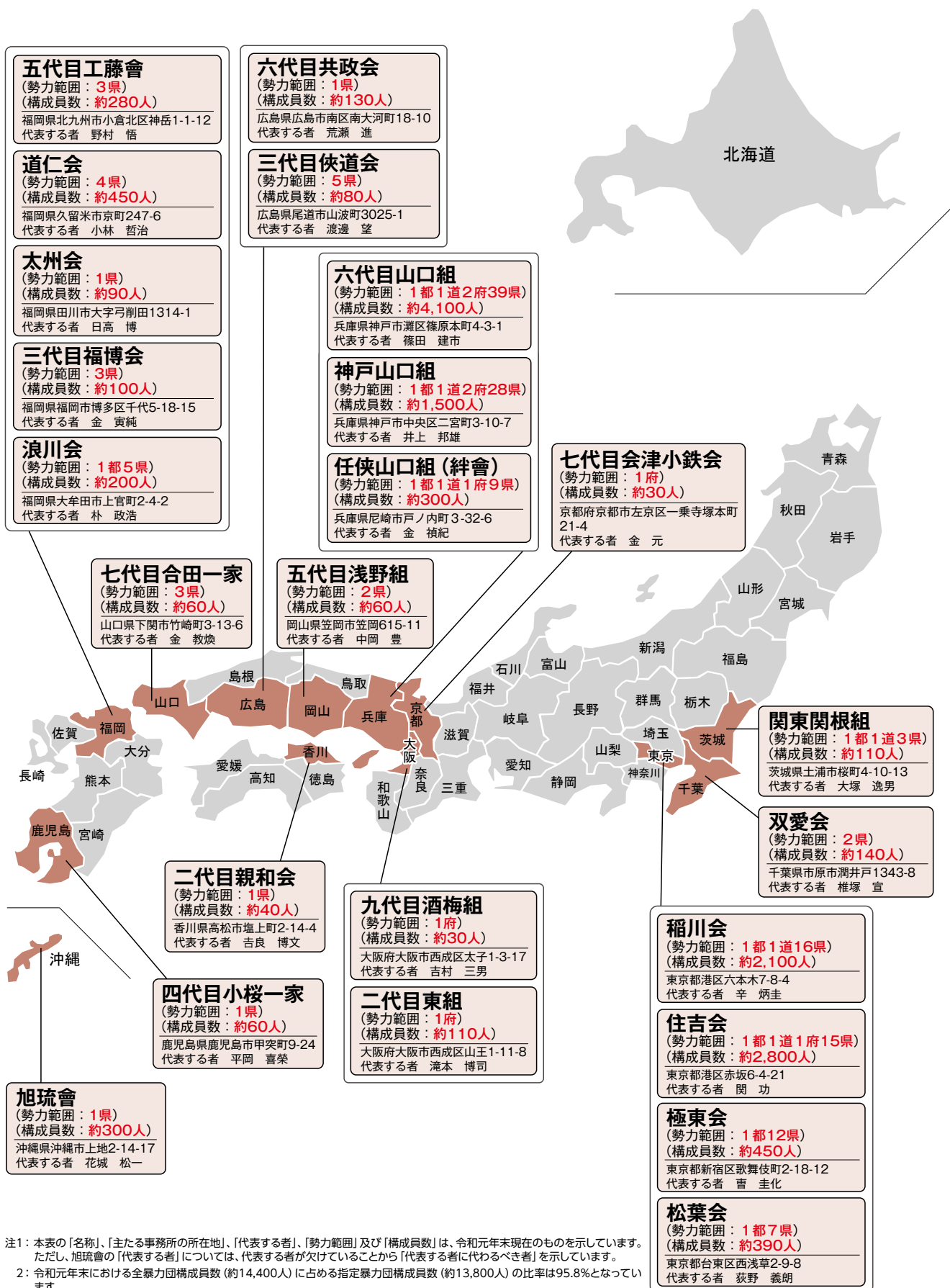


※暴力団構成員等の数は概数であり、各項目を合算した値と合計の値は必ずしも一致しません。

注：準構成員等とは、暴力団構成員以外の暴力団と関係有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがあるもの、又は暴力団若しくは暴力団構成員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与するものをいいます。

指定暴力団の状況

指定暴力団分布図 (24団体)



注1：本表の「名称」、「主たる事務所の所在地」、「代表する者」、「勢力範囲」及び「構成員数」は、令和元年末現在のものを示しています。
ただし、旭琉會の「代表する者」については、代表する者が欠けていることから「代表する者に代わるべき者」を示しています。
2：令和元年末における全暴力団構成員数(約14,400人)に占める指定暴力団構成員数(約13,800人)の比率は95.8%となっています。